

令和 5 年 1 月 24 日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 田畑 和夫

「新型コロナウイルス感染症に関する日次報告の徹底に係る周知」について（依頼）

日頃から、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、神奈川県から「新型コロナウイルス感染症に関する日次報告の徹底に係る周知について」が発出されました。

医療機関等におかれましては、陽性と診断したすべての患者数（「発生届出対象外の者」に加え「発生届出対象者」も含む）を日次報告により御報告いただくようお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染者数は日次報告の総数を元に公表しているため、厚生労働省から改めて日次報告の周知徹底について依頼がありました。

つきましては、詳細について御確認いただき、御対応をお願いいたします。

## 1 日次報告について

- (1) 原則 HER-SYS を用いて、当日陽性と診断した患者<sup>※</sup>の年代総数を当日中に報告
- (2) HER-SYS での報告が難しい場合、「日報様式（神奈川県版）」を活用いただき、当日中に管轄の区福祉保健課あてに FAX で報告

※「発生届出対象外の者」も含めたすべての陽性と診断した患者数の報告が必要となります。

## 2 添付資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に関する日次報告の徹底に係る周知について（依頼）」  
（神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 医危第 7772 号 令和 5 年 1 月 23 日付け）
- (2) 「医療機関・健康フォローアップセンターからの日次報告の方法について（再周知）」  
（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和 5 年 1 月 13 日付事務連絡）
- (3) 日報様式（神奈川県版）

<担当>

横浜市健康福祉局健康安全課

健康危機管理担当

TEL 045-671-2463

保健所設置市感染症主管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室  
感染症対策企画担当課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する日次報告の徹底に係る周知について（依頼）

日頃から本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 1 月 13 日付けで厚生労働省事務連絡「医療機関・健康フォローアップセンターからの日次報告の方法について（再周知）」が発出され、各自治体に対し日次報告を周知徹底するよう依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症の感染者数については、全国一律で、医療機関等から報告いただいた日次報告の総数を元に公表していますので、県内医療機関には、「発生届出対象外の者」に加え「発生届出対象者」を含めた、診断された全ての陽性者の日次報告について改めて徹底いただきたく、管内の医療機関への周知について御協力をお願いします。

なお、本件については県内病院及び発熱診療等医療機関あて直接依頼するとともに、公益社団法人神奈川県医師会及び公益社団法人神奈川県病院協会には別途周知を依頼しておりますことを申し添えます。

○ 患者の日次報告について

- ・ 当日診断された患者\*の年代別総数について、原則、HER-SYS での日次報告を当日中にお願ひします。
- ・ HER-SYS での報告が難しい場合、「日報様式（神奈川県版）」を御活用いただき、診断日当日中に管轄の保健所あて FAX での報告をお願いします。

※ 「発生届出対象外の者」も含めた総患者数の報告が必要となりますので御注意下さい。

問合せ先

感染症対策企画グループ 新・村岡・角田

電 話：045-210-4791

e-mail：[kenzou-kansen@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:kenzou-kansen@pref.kanagawa.lg.jp)

事務連絡  
令和5年1月13日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関・健康フォローアップセンターからの日次報告の方法について（再周知）

厚生労働行政の推進および新型コロナウイルス感染症対応につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者に係る報告については、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日事務連絡）において、患者の発生届の対象範囲を示すとともに、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）は、日ごとの当該「患者の総数」及び日ごとの当該患者の「年代別の総数」を報告（以下「日次報告」という。）するよう、お願いしているところです。

貴自治体におかれましては、日次報告に係る取扱について、代行入力者も含め、関係者に改めて周知していただくとともに、報告方法に係る役割分担を改めてご確認いただき、発生届を提出している者も含め日次報告が必要であることを徹底していただくよう改めてお願いいたします。

なお、次の方法により日次報告数の確認を行うことが考えられますので申し添えます。  
（下記①の集計を簡便に行うことができるよう、HER-SYSの改修を行います。）

（参考）日次報告の報告内容に関する確認の方法

- ① 一定の期間（1週間分など）を区切って、各都道府県において、発生届数を65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分ごとに集計。
- ② ①の集計値と日次報告の65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分の状況を確認（各医療機関ごとに個別に確認するのではなく、都道府県全体の大まかな数値を確認）
- ③ ②の確認の結果、数値に大きなずれが生じているような場合などには、必要に応じ、当該都道府県がHER-SYS上の日次報告の数値を修正。

※ 過去の日次報告の報告内容に関する取り扱いについて

- ① 令和4年9月26日から令和5年1月11日までの発生届を、日次別・年代別に集計したものを厚生労働省から各都道府県に提供。
- ② ①の集計値と日次報告の65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分の状況を確認し、都道府県全体の大まかな数値を確認。
- ③ ②の確認の結果、①の集計値に置き換えることが適切と判断した場合は、厚生労働省

に1月17日までに連絡。

- ④ 厚生労働省において、日次報告の65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分の数値に、発生届と日次報告の差分を加える処理を行う。

**【別紙】 発生届の対象範囲と日次報告の報告範囲**

(「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」(令和4年9月12日事務連絡)より抜粋・一部改変)

(1) 患者の発生届の対象範囲は以下のとおりであること

① 65歳以上の者

② 入院を要する者

※ 診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含まれる。また、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はない。

③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④ 妊婦

(2) 新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師(医療機関)は、日ごとの当該「患者の総数」及び日ごとの当該患者の「年代別の総数」を報告(以下「日次報告」という。)すること。その際、発生届を提出している者も含め報告が必要であること。

※1 「患者の総数」とは、感染症法第12条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師(医療機関)で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。

※2 「年代別の総数」とは、0歳、1～4歳、5～9歳、10～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳、65～69歳、70～79歳、80～89歳、90歳以上の区分(以下「年齢区分」という。)による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

※3 医療機関においては、発生届を出した場合には、当該発生届の対象者に係る日次報告も必要であることに留意すること。また、当該医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、健康フォローアップセンターの案内の有無にかかわらず、日次報告の対象として含める必要があることに留意すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者を診療しなかった日や休診日においては、医師(医療機関)は日次報告を行う必要はない。

※4 健康フォローアップセンターにおいては、医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者の登録者数を毎日年代別に集計し、報告を行うこと。また、医療機関を受診した者から連絡があった場合は、健康フォローアップセンターからの報告には含まないこと。

## 新型コロナウイルス感染症陽性者 日次報告

調査日：令和 年 月 日

医療機関名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不明	合計

### 注意事項

- ・ 一日一度のみの報告です。報告後は修正はできません。  
当日中に報告が間に合わなかった場合、修正がある場合は、翌日以降の報告で重複の無いように報告してください。
- ・ HER-SYS IDが付与されている医療機関はHER-SYSで報告をしてください。  
その際に、保健所にFAXでの報告はしないでください。
- ・ HER-SYS IDが付与されていない医療機関においては、FAXで報告してください。  
その際に、必ず電話番号の記入をお願いします。  
(県内に同名の医療機関が複数あり区別するため・保健所が確認した際に必要に応じて連絡を取るため)